

同 答 書

昭和二十二年十二月二十日附を以て貴会より提示された日教組提訴にかか
る事案に関する調停案については、貴会の権威を尊重し、争議の平和的解
決を念願しつつ、慎重審議の結果財政その他極めて困難なる事情にあるが左
記事項了解の下にその勧告を受諾する。

記

一 勧告書第三項に付いては教職員の給与に関する制度上の欠陥は前文に個
指摘の通りであるから、これが改正に付今後最善の努力をする。

なお現行制度の下においても文教に関する指導乃至監督上の窮極の責任
者として積極的な努力をする意味合においてこれを諒承する。

二 勧告書第四項については窮迫せる国家財政の現状においては満足な解
決は極めて困難ではあるが、教育者の使命の特殊性に鑑み、この際何ら
かの形において勉力実現に努力致したい。

調停案受諾に伴い措置すべき事項

一 調停案本文第三項受諾に伴い

(一) 目下國會において法案審議未了となつてゐる國家公務員給與等臨時措置法案中に勅員の特殊給與を支給し得るよう規定を設けること
右勅員の特殊給與に關しては法施行の時期につき優先的な取扱をなすこと

(二) 差當り明年一月より實施設定の新給與制度確立に際してこの種給與の實現を期し得るよう研究費として相當額の追加處算措置を講ずること

二 調停案本文第五項受諾に伴い

(一) 文部省に勅職員の給與進任ならしめるため常設の調査委員會並びに事務局を設置すること
なお新給與制度の確立とこれが圓滑なる運営を期するため勅職員の待遇身分研修厚生關係の事務機構を強化しこれらを一元的に取扱う部局の機構を整備すること

(二) 各都道府縣に前記同様趣旨の委員會及び同事務局並びに末端事務組織

を強化する事がある

(三) 前二項に準ずる豫算は明年度豫算において措置したいが差當り本年度においてても明年一月實施豫定の新給與制度の確立のため最少限の機構整備費はこれを計上すること

昭和二十二年十二月二十日

中央労働委員会

日本穀物組合労働争議調停委員会

委員長 才弘 殿 太郎

日本穀物組合中央執行委員長

荒木 正三郎 殿

又 郵 太 田

森 戸 辰 男 殿

調停案提示について

中央労働委員会に対し申請中の労働争議調停の件について
停案を決定しましたので示達します。

日本教職員組合の申請にかゝる訴停裁決に關し、当事者双方の申し分を
勘し、且つその實情を勘計した結果

本委員会に

「手取教職員の結果が、その生活失態に即していきいたため、教職員一般が
著るしく生活困難に陥り、ひいては全國各地に教育上見出し難い幾多の
支障が生じている事を認めると同時に

「初級教員の多数が教育支弁の負担に非ずしてその給与が全額又は一割地方
費によつて賄われてゐるものが多く、教育行政全般につき又都大臣と知
事との間に権限が分れてゐるの外、教育財政に關しては更に内務大臣が
介在してゐるため、教職員もその実情を訴ふるに所なく、又都大臣も无
分責任をもつて之に解決を與へ得ない立場に在るのて、万幸につき無用
の紛争が起り且つ激化し、前記上の欠陥がある事を是出した。

「且つその上の訓令の欠陥は、又、当局在來の態度の上にも全面的に反映し
て組合各様の申入れに對しても権限を理由として、とかく責任逃れの弊

に陥り、万幸につき積弊的に國民教育の最高責任者としての任務を果さ
んとする熱意に欠くる所なまや成むしめあるものがある。

本委員会としては、制度上権限の有無に關係なく、又、当局が常時積極
的に教職員一般の生活上並に教育上の実情に注意を拂ひ、進んで万幸を
親切に考ふるようにすることから、今回の紛争解決にとつては勿論今後の
ためにも、最も大切なことであるこの見解の下に、次の諸項を調停案と
して提示し、両当事者かこし線に於つて一日も速かに相互納得の下に紛
争を解決すべしと勧告する。

「尚労働協約については、更に當否を双方から具體的意見を求いて調停の
段取りを進める予定である。

本

父

「直轄市教育委員は勿論一級又は二級地方官によつて総興を助わっている。学校も公費に對しても一級地方官と同様の生活補給金を支給されたい。」

「一月以降の新結興についても石田君の措置をとられたく特に都道府縣が、殆どなく一級地方官と同様の結興を教職員に支給しうる様政府として万全の措置をとられたい。」

「前二項については政府は都道府縣の支給に爲し全面的に責任をもち少くとも決定した結興の支給については制約の形式に拘らず又極大に責任をもちたい。」

「新結興制度を定めるに當つては、教育労働の特殊責任に鑑み單に物質的・生活的面のみを考慮することなく、教職員一級地方官たる自ら研究してその資質向上に努力し得るにこれに必要な結興を特許の手当として支給されたい。」

「国手教職員の結興をその生活実態に即し、ある爲に又、当局は、概ね左の方式によつて全国約に常時調査を行われたい。」

「各都道府縣毎に組合代表を加えた委員会を設け組合の協力を得て教職員の生活の実態を継続的に調査せしむ。その結果を又、省に集め、之を資料として生計教職員の結興をたえず適正ならしめんとすること。」

「又、都府内に石田君の中心機関として、組合代表を加えた委員会を置き調査方式の作成・調査の結果の総合的検討をなさしめ、之によつて公正にして且つ組合側にも異存がない様な資料を常備すること。」